

令和元年度奈良県職員採用選考試験案内

<司書、保育士、児童指導員、心理判定員、管理栄養士>

令和元年8月9日

奈良県総務部人事課

受付期間 令和元年 8月13日(火)～令和元年9月18日(水)

第一次試験日 令和元年 9月29日(日)

試験会場 奈良県自治研修所 [奈良市大安寺1丁目23-2]

※ この試験に関する問い合わせ及び受験申込みは

奈良県総務部人事課人事係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
電話 0742-27-8349

1. 募集内容

試験職種	採用予定人員	職務内容
司書	2名程度	図書情報館、県立学校等に勤務し、図書館司書業務に従事します。
保育士	16名程度	障害児施設等に勤務し、児童に対して、独立自活に必要な指導、援助などを行います。
児童指導員	15名程度	障害児施設又はこども家庭相談センター等に勤務し、児童に対して、独立自活に必要な指導、援助又は一時保護などの業務などを行います。
心理判定員	5名程度	こども家庭相談センター、福祉行政を担当する本庁の課、身体障害者更生相談所等に勤務し、児童虐待対応業務、相談業務、心理判定業務及び児童福祉行政事務などに従事します。
管理栄養士	2名程度	保健行政を担当する本庁の課、保健所等に勤務し、栄養指導等の業務に従事します。

2. 採用予定日 令和2年4月1日

なお、既に該当資格を有する人は令和2年4月1日より前に採用することがあります。

3. 受験資格

○ 次の(1)～(4)の要件をすべて満たす人

(1) 年齢要件

【司書、保育士、児童指導員】昭和55年4月2日以降に生まれた人

【心理判定員、管理栄養士】昭和59年4月2日以降に生まれた人

(2) 欠格条項：次のいずれにも該当しない人

- ・成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む）
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 国籍等要件

・日本国籍を有しない人も受験可能。但し、在留活動に制限のない在留資格を有すること。

※なお、「日本国籍を有しない人は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わることはできない」とする公務員に関する基本原則に基づいた任用がなされます。

(4) 資格等要件

司書：図書館法（昭和25年法律第118号）第5条に規定する司書資格を有する者（令和2年3月末までに司書資格を取得する見込みの者を含む。）

保育士：保育士資格を有する者（令和2年3月末までに保育士資格を取得する見込みの者を含む。）

児童指導員：児童指導員の任用資格を有する者（令和2年3月末日までに同任用資格を取得する見込みの者を含む。）
 具体的には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に規定する、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

- 一 児童福祉施設基準第四十三条第一号に規定する都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 精神保健福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 五 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
- 六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 九 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの
- 十 三年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの

心理判定員：学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した人、又は令和2年3月末までに卒業見込みの人

管理栄養士：管理栄養士資格を有する者（令和2年3月末までに管理栄養士資格を取得する見込みの者を含む。）

※いずれの職種も資格取得見込みで受験した人が、令和2年3月31日までに当該資格を取得できなかった場合は、採用される資格を失います。

4. 試験日時・試験会場・合否発表

試験	試験日時	試験会場	合否発表
第一次試験	令和元年 9月29日(日) 受付時間 午前 8時30分～ 教養試験開始 午前 9時20分 教養試験終了 午前11時00分 専門試験開始 午前11時30分 専門試験終了 午後 1時00分頃	奈良県自治研修所 (奈良市大安寺1丁目23-2)	令和元年10月 9日(水) <予定> (第一次試験受験者全員に合否通知を 郵送します)
第二次試験	第一次試験合格者に対して、 【司書】 令和元年11月 6日(水) <予定> 【保育士、児童指導員】 令和元年11月11日(月) 11月12日(火) <予定> 【心理判定員】 令和元年11月 8日(金) <予定> 【管理栄養士】 令和元年11月 6日(水) <予定>	奈良県自治研修所[予定] (奈良市大安寺1丁目23-2)	令和元年11月27日(水) <予定> (第二次試験受験者全員に合否通知を 郵送します)

5. 試験等の概要

種	目	配 点	内 容
第一次試験	教養試験	100点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度で択一式による試験を行います。50題出題のうち25題は必須解答、残りの25題から15題の選択解答です。 (100分)
	専門試験	150点	職務に必要な専門知識及び文章の構成力・表現力などについての試験を行います。 (90分)
第二次試験	口述試験	300点	個別面接及び集団討論による試験を行います。

※ 合否決定は、次のとおり行います。

第一次試験については、教養試験及び専門試験の合計得点（250点満点）により、第二次試験については、第一次試験及び第二次試験の合計得点（550点満点）により決定します。

※ 各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は不合格となります。したがって、合計得点及び順位が上位であっても不合格となる場合があります。

※ 受験者数等により、集団討論を実施しない場合があります。

※ 第二次試験合格者に対して、職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかの判断を行うため、指定する医療機関において健康診断を実施します。なお、実施方法等については第二次試験合格者への合格通知で案内します。

6. 受験手続

原則としてインターネットにより申し込んでください。

◎申込みができる試験職種は一つに限ります。受付後の変更は認めません。

◎インターネット申込ができない方は、必ず9月11日までに問い合わせてください。

<p>申込方法</p>	<p>① 県人事課のホームページ (http://www.pref.nara.jp/9063.htm) の「電子申請」ボックスから電子申請・届出システムに接続してください。</p> <p>② 「電子申請サービスはこちら」をクリックすると手続き申込画面が開きます。登録がまだの方は「利用者登録」をクリックし、手順に従って利用者登録を行ってください。 (登録したパスワードは必ず控えを取っておいてください。)</p> <p>③ 利用者ID及びパスワードによりログインの上、受験申込を行ってください。整理番号とパスワードが表示されます。(整理番号とパスワードは申込内容の照会が必要です。)</p> <p>④ 受験申込後、申込完了通知メールが自動送信されます。申込完了通知メールが翌日になっても届かない場合は、人事課までお問い合わせください。(申込完了通知メールが届かない場合は、申込は完了していません。)</p> <p>⑤ 受付事務完了後、審査完了通知メールが送信されますので、その内容に従って受験票をプリントアウトし、必要事項を記入の上、写真(最近3ヶ月以内に撮影した上半身脱帽正面向 縦4cm×横3cmのもの)を貼って試験当日に持参してください。</p> <p>※審査完了通知メールが9月19日(木)午後5時までに到着しない場合には、9月20日(金)に人事課までお問い合わせください</p> <p>※申込受付最終日に電子申請サーバーが停止している等の事情により申込みができない場合には、人事課まで電話でお問い合わせください。</p>
<p>受付期間</p>	<p>令和元年8月13日(火)～令和元年9月18日(水) ※初日は午前9時から、<u>最終日は正午まで</u>に受信したものを受け付けます。</p>

7. 給 与 等

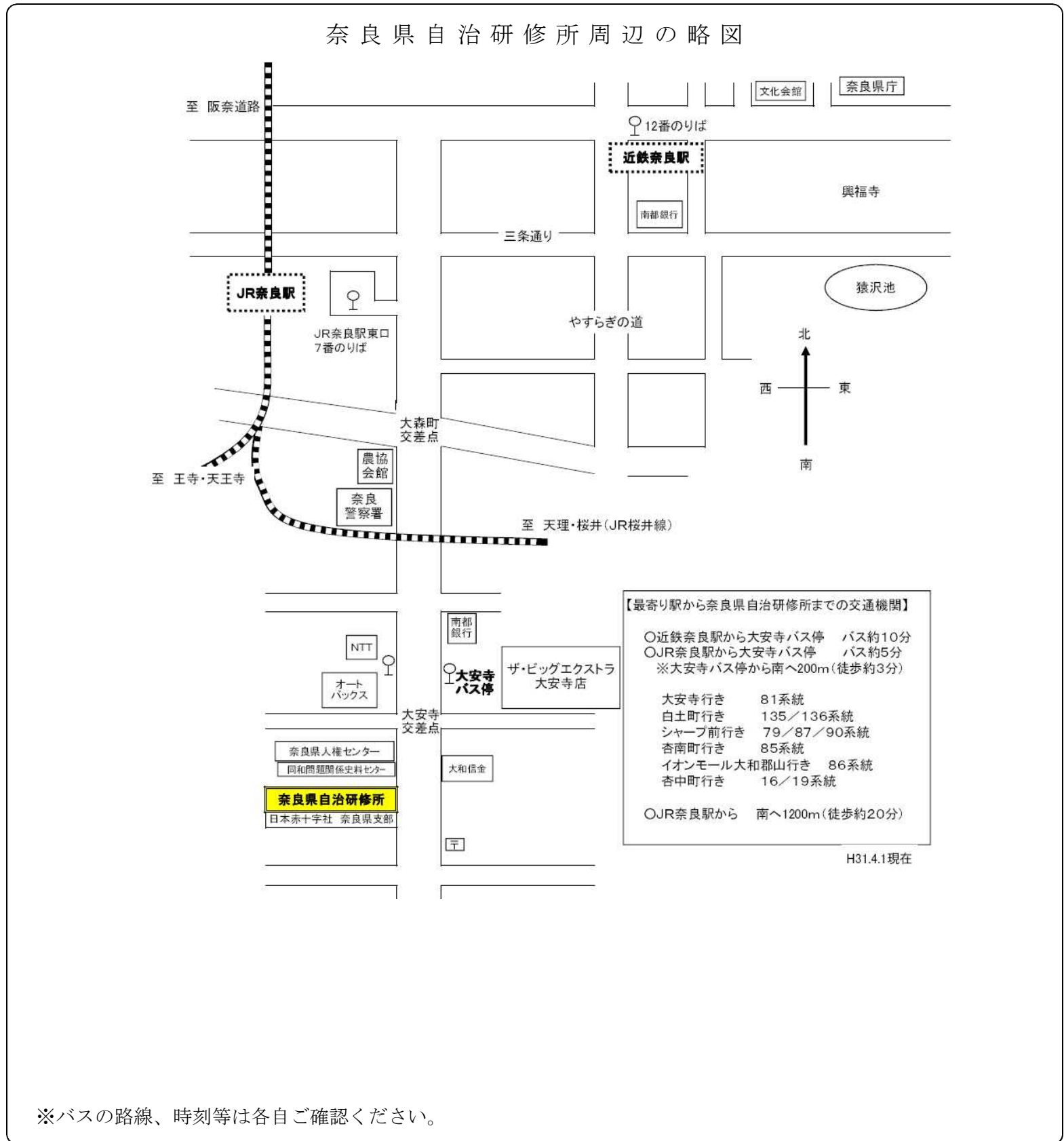
<p>現行初任給 (地域手当込)</p>	<p>司 書</p>	<p>月額200,304円(大学卒業程度で採用前に職歴がなく奈良市内勤務の場合) ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。</p>
	<p>保育士</p>	<p>月額202,979円(大学卒業程度で採用前に職歴がなく奈良市内勤務の場合) ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。</p>
	<p>児童 指導員</p>	<p>月額206,403円(大学卒業程度で採用前に職歴がなく奈良市内勤務の場合) ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。</p>
	<p>心理 判定員</p>	<p>月額200,304円(大学卒業程度で採用前に職歴がなく奈良市内勤務の場合) ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。</p>
	<p>管理 栄養士</p>	<p>月額206,724円(大学卒業程度で採用前に職歴がなく奈良市内勤務の場合) ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。</p>
<p>その他手当</p>	<p>住居手当、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。</p>	
<p>勤 務 条 件</p>	<p>勤務公署によっては変則勤務になることがあります。</p>	

※なお、初任給等は平成31年4月1日現在の条件で表記しています。

※配属先によっては上記初任給額と異なることがあります。

8. そ の 他

○試験会場の位置図



○ この試験の受験者は、合格発表の日から1月間(第一次試験合格者は、第二次試験の合格発表の日から1月間)、試験の結果(総合得点及び順位)について、奈良県個人情報保護条例に基づき口頭により開示を請求することができます。

なお、電話等による請求はできませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類(運転免許証等)を持参のうえ、午前9時から午後5時までの間に、奈良県総務部人事課へ直接お越しください。(ただし、土曜日・日曜日・祝日は受け付けしていません)